

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について

電気工事業を届出している業者の方は、下記の届出事項に変更があった場合には、変更届出書の届出が必要です。

記

1 変更事項

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 電気工事の種類
- (4) 法人の代表者
- (5) 営業所の名称
- (6) 営業所の所在地
- (7) 主任電気工事士の氏名及び免状の種類
- (8) 建設業許可の更新
- (9) 営業所の新設・廃止 等

2 届出先等

- (1) 届出先 千葉県電気工事工業組合（本部）
〒260-0005
千葉市中央区道場南1丁目9番15号
電話：043-224-6086 FAX：043-224-6087
受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 届出方法 届出書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を組合本部へ送信し、
組合本部の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを
電話連絡してください。

3 注意事項

変更の届出にあたっては、それぞれ添付書類が必要ですので次ページの一覧表を参考にしてください。

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について（参考）

届出書類一覧

変更事項 必要書類	1 氏名又は名称	2 住所	3 営業所の名称	4 営業所の所在地	5 電気工事の種類	6 主任電気工事士 又は工事士資格	7 法人の代表者	8 営業所の増設・廃止	9 建設業許可の更新	10 届出行政庁変更	11 建設業許可を更新しない	12 電気工事を施工しない
電気工事業に係る変更届出書（様式第19）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	問い合わせください	問い合わせください	
（個人の場合）戸籍抄本	◎											
（法人の場合）履歴事項全部証明書（登記事項証明書） ※6ヶ月以内に発行されたもの	◎	◎					●					
（個人の場合）住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名、生年月日を確認するに足る書類の写し		◎										
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）						●	●	●				
主任電気工事士の雇用証明書						△		△				
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●	●			
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲				
建設業許可通知書の写し									●			
建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）の写し	●	●	●	●			●	△				
廃止届出書（様式第20）（受理通知書の返納）												●

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。

△は内容により不要ですので問い合わせください。

No. 1 有→株、株●●→株××等同一法人組織内での名称変更。

「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規届出」扱い。（廃業届出を併せて提出）

No. 2 行政による住居表示も手続き必要。（◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付）

No. 6 同一人での資格（第二種→第一種）変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。

No. 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。（建設業法とは定義が違います）
営業所を千葉県以外に設置する場合は、No.10。

No. 9 建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規届出」扱いに。

No.10 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。

No.11 建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『登録申請』手続きが必要。問い合わせください。